

【保安基準】窓ガラス（前面、運転席・助手席）への貼付物について

保安基準は、道路運送車両法で定められた技術基準で、安全確保と公害防止などの観点から、自動車の設計製造のための各種要件が規定してあります。自動車メーカーはこの基準に適合するようにクルマを開発＆製造し、また、クルマの使用者が自らチューニングや改造をする場合も、保安基準に適合することが大前提です。（適合しない場合、公道を走行できません。）

1. 窓ガラス（前面、運転席・助手席）への着色フィルム等の貼り付け *保安基準第29条



*** 光をどれだけ通すかを数値化した**

可視光線透過率が70%以上であることが必要

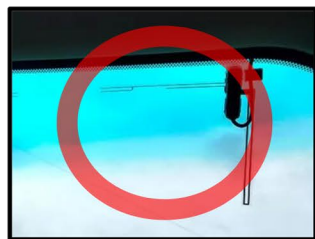
（参考）20㍗㌒il：73%、NX300h：72%

各現行モデルの車両は70%以上であること
以外、詳細な数値はメーカー非公表。

*** お守り、初心者マークの貼付も「×」**

2. 前面ガラスに貼り付けが認められている主な貼付物（抜粋）

- ・ 公共の電波を受信するアンテナ類（TV、ラジオ等）
- ・ 道路等との通信機器、交通状況等の情報入手カメラ等（ETC、ドラレコなど）



3. 窓ガラス（前面、運転席・助手席）へ着色フィルム等を貼付した車両の入庫について

お客様ご自身又はご依頼された施工業者によって着色フィルム等が車両に貼付された場合、同施工業者から可視光線透過率が70%以上である旨の確約を得ても、着色フィルム等は経年劣化等により性能が低下し、保安基準の適合を維持できなくなる可能性があります。

過去に運輸支局等での測定において、経年劣化等により可視光線透過率が低下し、保安基準に適合しなくなる事例が発生しています。弊社は、着色フィルム等の透過率測定を行っておりません。

そのため、着色フィルム等を貼付された車両については、保安基準に適合していることが前提での入庫受付の判断が難しい状況となっております。つきましては、前面ガラス及び運転席、助手席ガラスに着色フィルム等を貼付した車両の入庫は一律にお断りさせていただいております。

今後、着色フィルム等の性能向上に伴い、可視光線透過率が恒久的に保安基準に適合することの公的機関による証明があった場合には、弊社整備工場にてサービスの提供を検討させていただきます。

上記について、ご理解賜りますようお願い申し上げます。